



パート ⑱

児童福祉事業

光町の未来を担う児童の健やかな成長を願い、児童の保育所入所事業・児童遊園地の整備等の各種事業を行っています。

児童措置事業(保育所入園事業)

父兄のみなさんの都合により、児童の保育ができない時に町が、保育所に入所措置する事業です。

保育所に児童を措置するために要する費用は、国・県・町費と所得に応じた保育料という保護者のみなさんの負担により支払われています。

平成3年度中の保育所事業に要した経費は、入所措置委託費が171,783千円、充実した保育所の運営を図るための補助金が16,822千円の合計188,605千円で、児童1人当たり712千円になります。その内、町は措置費51,097千円、補助金9,205千円の合計60,302千円を負担しています。また、町では国で定めた保育料負担額を軽減するため、町義務負担の外に、父兄のみなさんに代わって27,265千円を負担しています。

児童遊園地整備事業

町内26箇所の児童遊園にブランコ等の遊び道具が設置され、児童が楽しく遊んでいます。

日常の管理運営は、各集落へお願いし、遊具の手入れや除草作業等に集落役員さんが協力をしています。

母子・父子家庭等児童一時保護事業

今年から母子・父子家庭への福祉事業としてスタートします。

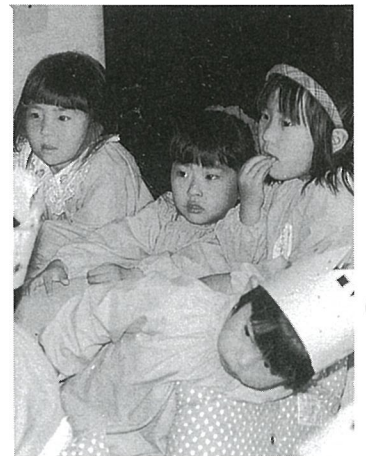
町内の母子・父子家庭で保護者が仕事等の都合により一時的に児童を監護できなくなった場合に、町が町内福祉施設に児童の監護を委託する事業です。詳しくは、最寄りの母子福祉推進員さんにお尋ねください。

保育所入所措置委託費

平成3年度	保育所入園に要した経費 171,783千円 (児童1人当たり 648,000円)				
	国県町での制度的義務負担額合計 95,326千円		国基準による父兄義務負担金額 76,457千円 (児童1人当たり 289,000円)		
	国庫負担金 47,663千円	県費負担金 23,831千円	町負担金 23,832千円	父兄負担を軽減するために町が代わって負担した金額 27,265千円	実質父兄負担金額 49,192千円 (児童1人当たり) 185,000円)
			町負担合計額 51,097千円 (児童1人当たり) 195,000円)		

保育所運営費補助金

平成3年度	16,822千円 (児童1人当たり) 63,000円)	
	国県からの補助金 7,617千円	町負担額 9,205千円 (児童1人当たり) 35,000円)



▲児童の健やかな成長を願い、いろいろな事業を行っています。

「社会を明るくする運動」

すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

今回の重点目標

「少年の非行防止と更正援護のため、地域住民の理解と参加を求める」

第42回「社会を明るくする運動」推進大会

町では、地域のみなさんの理解と協力を得るため、次のとおり推進大会を実施します。

主催 「社会を明るくする運動」実施委員会

開催日時 7月21日(火) 午後1時30分

会場 町民会館大ホール
(入場自由)

内容 講演会 講師 千葉家庭裁判所八日市場支部主任調査官 演題 「家庭裁判所からみた青少年問題」

①円玉募金

犯罪防止と罪を犯した人々の更生援護に活用します。(後日各集落毎に行政委員、婦人会役員を通じて協力をお願いします。1円玉に限らず拠出できます。)